

2025年度日本政府(文部科学省)奨学生募集要項 ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生(地方行政コース)

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、彼らの日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府(文部科学省)の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象国・対象者

以下の国の、将来のリーダーとして活躍が期待されている若手の行政官等

対象国：中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、
ラオス、カンボジア、モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、
インド、パキスタン、トルコ、ハンガリー、チェコ、ポーランド、
ルーマニア(以上19ヶ国)

3. 受入れ大学

政策研究大学院大学(GRIPS)

4. 受入れ人数

10名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施(詳細は各国の日本国大使館において確認のこと)

(2) 選考手順

① 推荐機関による候補者の募集・選考・推薦

② GRIPSによる第1次選考

③ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第2次選考及び候補者決定

6. カリキュラムの内容(本要項巻末別紙「カリキュラム・ガイドライン」参照)

(1) 基本的考え方

各分野のヤング・リーダー育成に相応しいものとし、欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性を利用して、特別講義、コロキアム、インディペンデント・スタディ、ワークショップ等多彩な活動を通して人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は原則1年とし、GRIPSより「修士(公共政策)」の学位を授与

(3) 使用言語

全て英語

7. 受入れ時期

2025年10月

II 募集要項

日本政府文部科学省は、2025年度日本政府（文部科学省）奨学生により、GRIPSにおいてヤング・リーダーズ・プログラム留学生（地方行政コース）として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

地方行政コース

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国籍： 対象国の国籍を有する者。申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（受入れ大学における学籍等発生時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。
- (2) 年齢： 2025年10月1日現在で原則として満40歳未満の者（1985年10月2日以降に出生した者）。
- (3) 学歴： 大学卒業者で、大学を優秀な成績で卒業した者。
- (4) 実務経験： 行政機関等において、2025年10月1日時点で常勤職員として通算3年以上の実務経験のある者（望ましくは5年以上）。
- (5) 英語能力： TOEFL iBT、IELTS Academic、その他同等の英語テストのいずれかのスコアが必要。TOEFL iBT 79点以上、IELTS Academic 6.0点以上、又はそれに相当する英語能力を有することが望ましい。
- (6) 健康： 所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (7) 渡日時期： 原則としてコースが始まる最初の日（10月）から数えて前後2週間のうち、GRIPSが指定する期間に渡日可能な者。自己の都合により所定の期間に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない。
- (8) 査証取得： 渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を必ず取得し、「留学」の在留資格で入国すること。なお、採用された者が例外的に日本に在留していた場合は、奨学生支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更又は更新等する必要があるので留意すること。また、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」等の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。
- (9) 奨学生支給期間終了後の帰国・復職：
奨学生支給期間終了後は、本プログラムの目的を踏まえ、世界各国の指

導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築等に尽力すること。そのため、応募者は原則として、奨学生期間終了月内に帰国し、推薦機関又は推薦機関等の指定する機関に復職すること。

(10) 対象外：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学生支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② GRIPS の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者及び申請時から奨学生支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学生支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、新たに在留資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りではない。
- ④ 日本政府奨学生制度による他のプログラムとの重複申請をしている者。これには 2024 年度奨学生支給開始プログラムのうち採否結果が申請者に未通知のプログラム及び 2025 年度奨学生支給開始のプログラムが含まれる。
- ⑤ 本奨学生支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学生・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑥ 申請時に二重国籍者で、渡日時(受入れ大学における学籍等発生時)までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑦ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動(フィールドワーク、インターンシップ等)や休学等を長期間予定している者。
- ⑨ 申請時から修了時までに、行政官等の公職の身分を失う者。

3. 奨学生支給期間

2025 年 10 月から 2026 年 9 月までの 1 年間

4. 奨学生等

(1) 奨学生：月額 242,000 円を支給する。なお、日本政府の予算状況により金額は変更される場合がある。留学生が大学を長期に欠席した場合、その期間の奨学生は支給されない。

(2) 旅 費

① 渡日旅費：文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港(原則、国籍国内)から成田または羽田国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国から日本への直行便がない者については、立ち

寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入れ大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は、原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る）とする。なお、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「2. (7) 渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

- (2) 帰国旅費：文部科学省は、原則として本プログラムを卒業し、上記「3. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を支給する。航空券は、成田または羽田国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から成田または羽田国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。
- (3) 教育費：大学における入学金、授業料及び入学検定料は文部科学省が負担する。
- (4) 宿舍：留学生は、原則として、指定の留学生宿舎（TIEC : Tokyo International Exchange Center Residence Halls）に入居する。なお宿舎の規定上、入居可能な同伴家族は(a)配偶者、(b)配偶者および子供、に限られる。

5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内の修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

6. 選考

- (1) それぞれの国において指定された推薦機関による推薦を受けて、GRIPS が書類審査及び面接試験により第1次選考を行う。ただし、書類審査の結果によっては、面接試験へ進めない場合がある。面接は現地面接、電話、又はウェブのいずれかの方法により行うものと

する。

- (2) 第1次選考に合格した候補者について、文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会で第2次選考を行い、本プログラムの留学生として決定する。
- (3) 最終合否結果は、在外公館・各推薦機関経由で応募者宛通知される。

7. 大学における研究指導

大学における講義・実習等の指導はすべて英語で行われる。

8. 応募手続

応募者は1年度に1回のみGRIPSへ応募することができる。複数のGRIPSプログラムへの応募は認められない。

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。書類に関する説明は英語版募集要項を正本とする。

| 項目 | 正本 | 写し | 備考 |
|----------------|----|----|--|
| ① 申請書（地方行政コース） | 1 | - | 所定の様式により英語で作成すること。 写真を申請書に貼付すること。 |
| ② 推薦機関の推薦状 | 1 | - | |
| ③ 推薦状（2通） | 各1 | - | 所定の様式により、勤務先上司又は出身大学の指導教員が英語でそれぞれに作成し、 <u>署名の上、厳封したもの</u> （注1）。少なくとも1通、できれば2通とも勤務先直属の上司からの推薦であることが望ましい。 |
| ④ 成績証明書 | 1 | - | a) 学部卒業者は出身大学が作成したもの。 b) 大学院修了者は、a)に加え、出身大学院が作成したもの。 ※在籍していたすべての大学（又は大学院）が作成し、厳封したもの（注1）を提出すること。英語版に限る（注2）。コピー不可（注3）。 ※在籍中の場合は、在籍大学（又は大学院）が作成した最新のものを提出すること。 ※成績証明書には最大値が示された評価基準、在籍期間、プログラム・コース名、取得した全科目名が示されていること。 |
| ⑤ 卒業・修了（見込）証明書 | 1 | - | a) 学部卒業者は出身大学が作成したもの。 b) 大学院修了者は、a)に加え、出身大学院が作成したもの。 ※在籍していたすべての大学（又は大学院）が作成し、厳封したもの（注1）を提出すること。英語版に限る（注2）。コピー不可（注3）。 ※卒業・修了（見込）年月、取得（見込）学位が記載されていること。 ※仮証明書は受理しない。 ※卒業証書原本は提出しないこと。 |

| | | | | |
|---|----------------|---|---|--|
| | ④・⑤ 共通注意事項 | | | (注 2) 英語版の証明書が作成できない場合、以下 2 点を提出すること。 ①証明書原本（コピー不可）。 ②公的翻訳機関による英訳。 (注 3) 原本が 1 通しかない場合、 <u>証明書の発行大学による原本証明</u> を提出すること (公証役場による原本証明は受理しない) |
| ⑥ | 英語能力を証明する書類 | 1 | - | 以下いずれかのスコアを提出する。 1. TOEFL iBT 79 点以上が望ましい 2. IELTS Academic 6.0 点以上が望ましい 3. 1、2 以外のテストスコア（TOEFL 又は IELTS に換算した場合に何点相当か分かる資料も併せて提出する。） ※2025 年入学時期から遡って 2 年以内に受験したものに限る。 ※英語能力要件免除の申請方法 a) アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランドに所在する大学（又は大学院）の卒業・修了（見込）者は自動的に免除。 b) a) 以外で、英語を教授言語とする教育機関の大学（又は大学院）卒業・修了（見込）者は、当該教育機関が発行した学部または大学院での教育が <u>すべて英語で行われたことを</u> 証明する公的書類を巻封のうえ（注 1）提出すること。コピー不可。 |
| | ③・④・⑤・⑥ 共通注意事項 | | | (注 1) 巷封については以下の通り。 ・推薦状：推薦者が封をした箇所に、封筒のフタをまたぐように、推薦者のサインがあること。 ・成績証明書・卒業証明書・大学（又は大学院）の英語能力証明書：在籍した大学（又は大学院）のロゴや住所が記された封筒に封入され、封をした箇所に、封筒のフタをまたぐように、発行大学の印や発行者のサインがあること。 |
| ⑦ | パスポートの写し | - | 1 | パスポートを取得していない場合は、市民籍の証明書又は戸籍抄本の写しを提出すること。 |

| | | | | |
|---|--------------|---|---|--|
| ⑧ | 申請理由・将来計画書 | 1 | - | 本プログラムに何を期待するか、将来どのような仕事がしたいと考えるか、等について3頁程度の小論文を提出すること。 |
| ⑨ | エッセイ問題に対する回答 | 1 | - | |
| ⑩ | 健康診断書 | 1 | - | 所定の様式によること。日本国大使館の指定する医療機関の発行したものであること。すべての検査項目につき受診すること。健康診断書提出後、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じた場合、受入大学や日本の医療機関の受入体制に関わることであることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。 |

※申請書類についての注意事項

1. 申請書類等に不備があるときは、受理しないことがある。
2. 提出書類は全て規格をA4に統一することとし、可能な限りパソコン等により書類を作成すること。パソコン等を使用しない場合は、ペン又はボールペンを用いて楷書で記入すること。
3. これらの書類は、すべて英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は公的翻訳機関による英語訳を付すこと。
4. 提出書類は返却しない。
5. 提出書類の記載事項が事実と相違していることが判明した場合には、入学後であっても入学を取り消すことがある。
6. 提出書類の氏名が異なる場合（婚姻等）、それに関する公的証明書を提出すること。
7. メール添付による書類の提出は受理しない。
8. 上記の書類の右上には、一覧表にある項目番号に対応した①～⑩までの数字を記載すること。

9. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省（在外公館を含む）の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

10. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくこと。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- (4) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日を認めない。
- (5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。
- (7) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入れ大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）を利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。

- (8) 日本国（文部科学省及びその他日本政府機関）以外の機関（自国政府機関を含む）からの奨学金との併給については、一部併給不可のもの（日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）があるため、日本の在外公館へ事前に確認すること。
- (9) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。
- (10) 申請の際に提出された書類等に記載された個人情報は、下記の業務において利用する。
 - ① 入学者選抜業務及び入試関係統計資料作成業務
 - ② 合格者に関する入学手続業務
 - ③ 入学者に関する学籍管理などの教務関係業務
- (11) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (12) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (13) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。

ヤング・リーダーズ・プログラム（地方行政コース）
カリキュラム・ガイドライン

I 基本的な考え方

1. それぞれの分野において、欧米の経験に基づく理論にとどまらず、日本をはじめとする非欧米諸国の歴史的現実を踏まえた立場に立って教育を行う。これによって、近代化過程における共通要因とともに、その多様性を解明し、どのような行き方が、その国にとって最も望ましい方法であるかを追求する。（比較研究重視の教育）
2. 我々の思考様式が、近代化によって大きく変容を強いられている一方、意識は近代以前に成立した古典文明・思想の基本的枠組みに依っている事実を踏まえて、過去の偉大な思想家の思惟に学ぶ教育を行う。（教養重視、自己相対化を図り、根元的思考能力を養う教育）
3. 実務的な技術・知識の伝授にとどまらず、自らの頭で考え、問題を発見し、その解決の方策を見いだす能力を涵養する。（討論と自習重視の教育）
4. 日本の各界の指導者及び有望な若手と接触し、人的ネットワークを作る機会を多く提供し、かつ留学生の対日理解の増進を図る。
5. 経済が発展するとともに、地方分権の流れが進展する中で、各国では教育、保健・福祉、地域開発をはじめとするさまざまな地域課題に対処することができる地方行政・地方政府が求められている。このプログラムでは、高度な地方行政の理論と日本における実践を学び、各国において地方行政を担う指導的・中核的人材を育成する。

II 対象者

アジア及び中央ヨーロッパにおいて、将来、地方行政のリーダーとして活躍することが期待される若手の行政官等

III 授業科目（変更の可能性あり）

1. 必修科目（7 単位）
 - The World and the SDGs
 - Local Government System and Finance
 - Local Governance in the Changing World
 - Introduction to Japan
2. 選択必修科目（最低 6 単位）
 - Microeconomics I
 - Essential Microeconomics
 - Economic Development of Japan
 - Government and Politics in Japan
 - International Relations
 - Structure and Process of Government
 - Leadership and Knowledge Creation

- GRIPS Forum I
- GRIPS Forum II

3. 選択科目（修了に必要な単位）

- Macroeconomics I
- Government and Market
- Data Science for Public Policy
- International Trade
- Development Economics
- East Asian Economies
- Japanese Foreign Policy
- International Security Studies
- Human Resources Management
- Social Security System in Japan
- Small and Medium Enterprise and Technology
- Introduction to Data Science I
- Introduction to Data Science II

4. コロキアム（2単位）（必修科目）

年間15～16回、幹部行政官あるいは各界の指導者を招いて討論する機会を設ける。
(秋学期及び春学期)

5. インディエンデント・スタディ（4単位）およびチュートリアル（2単位）（必修科目）

地方行政に関し、原則として自国と日本等他国との比較の視点を入れた各自の研究テーマについて、研究指導に基づき論文を作成するとともに、少人数制の論文指導時間を設ける。

6. ワークショップ（2単位）（必修科目）

地方自治体及びNPOとの連携の下に、日本の地方行政の現場観察等を含むワークショップを行う。

7. その他の学習活動

日本語学習

講義は全て英語で行うので、留学生は日本語をマスターする必要はない。しかし、日本の言語と文化に対する理解を深めることを希望する留学生のために、日本語のクラスを設けている。

IV 詳細に関するホームページ

政策研究大学院大学及び本プログラムについては、<https://www.grips.ac.jp/>を参照すること。